

太子町森林整備計画

計画期間

自	令和6年4月1日
至	令和16年3月31日

兵庫県太子町

はじめに

---市町村森林整備計画の樹立について---

1 今回樹立する市町村森林整備計画について

- (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法について、林野庁作成の「主伐時における伐採・搬出指針」に基づく記載を追加。
- (2) 参考資料の数値を最新数値に変更。
- (3) その他、軽微な文言の変更。
- (4) 変更箇所にはアンダーライン（朱書き）を付した。
- (5) この変更については、公表の日からその効力を生じるものとする。

目 次

I	伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林整備の方向に関する事項	4
第 1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
2	樹木別の立木の標準伐期齢	5
3	その他必要な事項	6
第 2	造林に関する事項	6
1	人口造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第 10 条の 9 第 4 号の伐採の中止又は造林の命令基準	9
5	その他必要な事項	9
第 3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他 間伐及び保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の作業種別の標準的な方法	11
3	その他間伐及び保育の基準	11
4	その他必要な事項	11
第 4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林の施業方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区 域及び当該区域における森林施業方法	13
3	その他必要な事項	15
第 5	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	15
1	路網の整備に関する事項	15
2	その他必要な事項	16

第 6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	1 6
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	1 6
2	森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	1 6
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	1 7
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	1 7
5	その他必要な事項	1 7
第 7	森林林業の共同化の促進に関する事項	1 7
1	森林林業の共同化の促進に関する方針	1 7
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	1 7
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	1 8
4	その他必要な事項	1 8
III	森林の保護に関する事項	1 8
第 1	鳥獣害の防止に関する事項	1 8
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	1 8
2	その他必要な事項	1 9
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災予防その他森林の保護に関する事項	1 9
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法等	1 9
2	鳥獣対策の方法(第 1 に掲げる事項を除く。)	2 0
3	林野火災の予防方法	2 0
4	その他必要な事項	2 0
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	2 0
V	その他森林の整備のために必要な事項	2 0
1	森林経営計画の作成に関する事項	2 0
2	森林整備を通じた地域振興に関する事項	2 0
3	森林の総合利用の推進に関する事項	2 1
4	住民参加による森林の整備に関する事項	2 1
5	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	2 1
6	その他必要な事項	2 1
VI	付属資料	2 2
VII	参考資料	2 3